

看護連携型ユニフィケーション事業 基本協定書

〇〇病院（以下「甲」という。）と長野県看護大学（以下「乙」という。）とは、看護連携型ユニフィケーション事業（以下「ユニフィケーション事業」という。）の実施に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 ユニフィケーション事業は、甲及び乙が看護の実践・教育・研究面において連携し、看護職者のキャリア形成を推進するとともに、看護ケア及び看護教育の質の向上や看護協同研究を発展させ、両者の機能の一層の充実を図ることを目的とする。

（事業の範囲）

第2条 ユニフィケーション事業の範囲は、次のとおりとする。

- （1）教育連携に関すること
- （2）相互研修に関すること
- （3）研究交流に関すること

（協議会の設置）

第3条 ユニフィケーション事業を確実かつ効果的に推進するために、甲及び乙の職員を構成員とする「看護連携型ユニフィケーション事業協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。なお、この協議会において、年間の「事業実施計画」を策定するものとする。

（協議会の開催）

第4条 協議会は、原則として毎年度当初に開催するが、必要に応じて随時開催するものとする。

（事業の実施）

第5条 ユニフィケーション事業の具体的な実施・運営方法については、毎年度当初作成する「事業実施計画」に定めるものとする。

（個人情報の保護）

第6条 ユニフィケーション事業に当たり知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

（疑義等）

第7条 この協定書に関して疑義又は定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえ対応するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書を持って協定の終了を通知しない限りその効力を持続するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成26年12月3日

甲 { 伊那中央病院
昭和伊南総合病院
飯田市立病院
長野県立こころの医療センター

乙 長野県駒ヶ根市赤穂 1694 番地
長野県看護大学長